

○裁判所だより 「関東大震災犠牲者の碑」

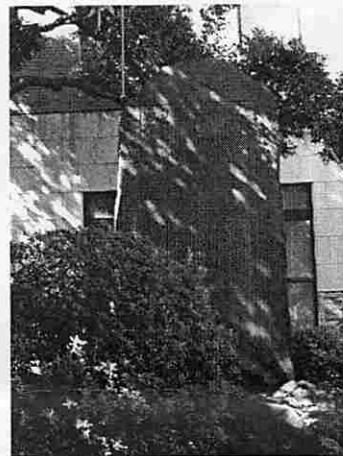
篠の絡まる当庁舎事務棟の正面玄関に向かって左側の前庭に、木陰にひっそりと立つ、高さ約4.50メートル（うち、台座部分が0.80メートル）もある大きな石碑がある。その石碑は、いつも樹齢数十年という椎の大木の繁った枝葉に覆われているので、表通りからは余程注意深く眺めないと、その存在に気付くことは難しい。

この石碑は、大正12年9月1日に起きた関東大震災により旧裁判所庁舎が崩壊したとき、庁舎内にいてその犠牲となつた職員等の氏名を記して永く記憶の資に供するとともに、その靈を慰めるために建てられたものである。

関東大震災当時、横浜地方裁判所は、現在生糸検査所のある横浜市北仲通五丁目11番地（当時は区制なし）にあって、明治23年3月10日に新築された西洋風のレンガ造り2階建の建坪1,427坪1合3勺の建物であったが、煉瓦を積み上げた建築法であったため、襲つて来た地震によりもろくも崩れ落ちてしまい、しかも、間もなく付近一帯から発生した火災の猛火に襲われたこともあって、当時の所長末永晃庫判事をはじめ、判事2人、検事8人、司法官試補8人、弁護士12人、裁判所書記5人、その他供託局事務官や丁度庁舎内に居合わせた訴訟関係人など合計94人の人たちが、瓦礫の下敷きとなってその尊い生命を失つたのである。

その後、横浜地方裁判所は、昭和5年に現在地に庁舎が新築されて移転したが、昭和10年6月に大震災当時旧裁判所庁舎で執務をしていて危うく難を逃れた長岡熊雄判事が、横浜地方裁判所の第23代の所長として赴任してこられ、奇しくもその年が関東大震災から丁度13年目にあつたことから、震災殉難者の十三回忌法要を営むことを発議され、それに伴い記念碑建設の議も起り、長岡所長ほか、当時の東京控訴院長、同検事長、横浜地方裁判所検事正、横浜弁護士会長の5人が発起人となり、広く在朝在野の法曹の賛助を得て、現在の慰靈碑が建てられたものである。

この慰靈碑の表側には、最上部の中央に右から横書きで、当時の司法大臣小原直氏直筆による「慰靈碑」という題字が刻まれ、その下に、右から縦書きで、長岡所長による「世に天災地変は多し されとも大正十二年九月一日関東地方一府五県を襲ひし震災ほど強烈にして而もその被害の大なりしは近時他に類例を見ざるところなり 殊に横浜市は震源地に近かりしかば其の震動最も激甚にして家屋の倒壊せるもの其の数をしらす 続いて起りし火災は折からの烈風に煽られて忽ち全市を嘗め尽くし六十年來苦心經營せられし市の文化的施設も一朝にして殆ど烏有に帰したり 当時の横浜地方裁判所は巍然たる煉瓦建築なりしかば亦其の惨害を免れざりしのみか恰も執務中なりし末永所長を始め判事検事弁護士等多数の殉職者を出し偶召喚に応じて出廷せし証人鑑定人其の他訴訟関係人等の厄難を共にせし者も亦鮮からず 其の死者の多きこと全市中の首位にあり 実に酸鼻の極みと謂うべし 爾来星霜移りて茲に十有三年市の復興は既に成り裁判所も亦新たに此の所を選ひて建造せられ輪奐の美と設備の充足



とは遙に旧庁舎の上にあり 今しも是に対して往時を回想する者誰か悽然として暗涙を催さるへき 乃ち同志脅謀り多数篤志家の贊助を得て碑を建て殉難者諸氏の姓名を勒し永く追憶の資に供せんとす 諸氏の英靈も亦以て聊か慰むるに足るものあらむか」という文と「昭和十年九月一日」という年月日が長屋鉄之助（号は水竹）氏の書により刻まれ、裏側には、やはり右から縦書きで、「殉難者氏名」をはじめとして、順に「横浜地方裁判所長判事末永晃庫 五十五年」ほか93人の氏名が野田朗（号は蘭洞）氏の書により刻まれている。

この慰靈碑前には、毎年九月一日になると遺族の方々が訪れ、裁判所職員有志と共に殉難者の冥福を祈ることが恒例となっている。

（横浜地方裁判所）

（平成2年2月1日付け裁判所時報第1019号から文章のみ転記）